

◇行橋市営住宅（行事北2DK、行事北3DK）

桜町2LDK、桜町3LDKの申し込み要領

※行事北2DK、行事北3DK・桜町2LDK、桜町3LDKの内1つのみ申し込むことができます。

1. 入居申込資格

市営住宅に応募される方は、次の(1)～(11)の条件を満たしていなければ、申し込むことはできません。

- (1) 市内に住所または、勤務場所を有する方。
- (2) 申込者及び同居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する「暴力団員」でないこと。
- (3) 市税を滞納していない方。
- (4) 入居名義人は、成年者であり、同居人又は同居しようとする親族(3親等内)がある方。
 - ・行事北2DKは、単身者入居予定の方も申し込み可能です。
 - ※行事北2DKの単身入居については下記を参考して下さい。
 - ・桜町2LDKは、高齢者、身体障害者手帳の交付を受けている方などが申し込み可能です。
 - ※桜町2LDKの詳細は下記を参考して下さい。

◇行事北2DKについて ※行事北団地の単身入居可能世帯住宅は2DKのみです。

(単身入居の申込について)

- 満60歳以上の方(但し申込終了時点)
- 身体障害者手帳の交付を受けた方で、身体上の障害の程度が1級から4級の方
- 戦傷病者手帳を受けた方で、身体上の障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症又は第1款症の方
- 生活保護を受けている方

◇桜町2LDKについて ※桜町団地の単身入居可能世帯住宅は2LDKのみです。

次の項目に該当する人で、常時介護を必要としない人(日常生活動作がすべて可能で、かつ、自炊ができる程度に健常である方)については、単身で申し込むことができます。

- 満65歳以上の単身者又は全世帯員が満65歳以上である世帯
- 身体障害者手帳の交付を受けた方で、身体上の障害の程度が1級から4級の方又はその方を含む世帯
- 戦傷病者手帳を受けた方で、身体上の障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症又は第1款症の方又はその方を含む世帯

(5) 所得基準に合う方。

同居しようとする家族の所得を含め、諸控除後の月額が次の金額であることが必要です。

(1世帯で2人以上の所得がある場合はそれぞれの所得金額を合算してください。)

一般世帯の場合	月額	158,000円以下	原則階層世帯
高齢者・障害者等の場合	月額	214,000円以下	裁量階層世帯

※裁量階層世帯とは

- ア 満60歳以上又は満60歳以上及び満18歳未満の方からなる世帯
- イ 身体障害者(身体障害者手帳1～4級)の方のいる世帯
- ウ 戦傷病者手帳の交付を受けている方(特別項症～6項症、第1款症)のいる世帯
- エ 精神障害者(精神障害者手帳1～3級程度)の方のいる世帯
- オ 知的障害者(療育手帳重度又は中程度)の方のいる世帯
- カ 中学校卒業前の子どもがいる世帯

(6) 現在住宅に困っている方。

- ・入居しようとする方の中に、家屋の所有者がいる場合は、申込みできません。
- ・公営住宅(県営・市営・町営・村営等)の使用名義人は、申込みできません。

(7) 過去に市営住宅に入居していた方で、不正な使用をしたことがないこと、また申込時点で市営住宅使用料の滞納がないこと。

(8) 共同生活を円滑に営むことができる方。

(9) 家賃の3ヶ月分の敷金が払える方。

(10) 外国人登録を行っている外国人(短期滞在者除く。)

(11) 入居に際しては、連帯保証人の連署(印鑑登録済証及び所得証明書の添付)が必要になります。

連帯保証人について

連帯保証人になっていただく方は、行橋市内にお住まいの方で、独立の生計を営み、申込者と同程度以上の収入がある方で、できれば親族の方をお願いします。



ウラ面に注意事項有り!

2. 申込にあたっての注意事項

(1)～(6)の場合は申込みを無効とします。受け付けた後、入居可能になっても失格となります。

- (1) 入居申込みに不正の記載があったとき。
- (2) 申込み資格がないとき。
- (3) 家族を不自然に分割又は合併した申込み。
- (4) 重複申込みをしたとき。(1世帯〔既婚者との申込みの場合も1世帯とする。〕で2通以上申込みをしたとき)
- (5) 提出をお願いした書類(不備書類)を指定期日までに提出されないとき。
- (6) 抽選会その他出席をお願いした場合において、無断で欠席されたとき。
- (7) 申込み後、同居親族の変更(出生、死亡の場合は除く)は認めません。
- (8) 市町村の発行する所得証明書を提出できない方については、収入の判断基準ができませんので失格となります。
- (9) 婚約者との申込みの場合は、入居手続き時に「婚姻届の受理証明書」などの既に婚姻していることを証明する書類の提出が必要です。
- (10) 申込者の住所は、郵便が確実に届く住所を記入してください。宛先不明等で返戻されても、郵送したものとみなします。
- (11) 申込書に記載した方全員が、入居指定日から14日以内に入居することが必要です。
- (12) 周辺の環境を乱したり、他に迷惑をかけたりにしてはいけません。

■問合せ先■

行橋市中央一丁目1番1号

行橋市役所 建築政策課 市営住宅係

Tel:0930-25-1111 内線(1321)